

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの

|                                |                                                                                             |       |                           |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------|
| 科 目                            | (一般勘定) 経営環境変化対応支援業務費 (令和5年3月以前は生産性向上業務費)                                                    |       |                           |
| 部 局 等                          | 中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構本部                                                                    |       |                           |
| 補 助 の 根 拠                      | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成14年法律第147号)                                                            |       |                           |
| 補 助 事 業 者                      | 全国中小企業団体中央会                                                                                 |       |                           |
| 補 助 事 業                        | ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業                                                                      |       |                           |
| 補助事業の概要                        | 賃上げなどに対応するために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う事業を実施する中小企業・小規模事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助する事業 |       |                           |
| 検査の対象とした事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額 | 190事業主体                                                                                     | 220事業 | 21億0246万余円<br>(令和2年度～6年度) |

|                                                                        |        |      |                             |
|------------------------------------------------------------------------|--------|------|-----------------------------|
| 事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていない事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額<br>(1)               | 28事業主体 | 30事業 | 2億9063万円<br><br>(令和2年度～6年度) |
| 付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていない事業主体数、事業数及びものづくり補助金交付額<br>(2) | 6事業主体  | 6事業  | 6555万円<br><br>(令和2年度～4年度)   |
| (1) 及び (2) の純計                                                         | 32事業主体 | 34事業 | 3億2740万円                    |

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等における賃上げ要件に

係る達成状況の確認等について

(令和8年10月23日付け 中小企業庁長官宛て)

(令和8年10月23日付け 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 ものづくり補助事業の概要等

(1) ものづくり補助事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業等」という。）の生産性向上を継続的かつ一体的に支援する中小企業生産性革命推進事業の一環として、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（以下「ものづくり補助事業」という。）を実施している。ものづくり補助事業は、賃上げなどに対応するために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う事業（以下「ものづくり事業」という。）を実施する中小企業等（以下「事業主体」という。）に対して、これに要する経費の一部を補助するために、補助事業者を通じて、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）を交付するものである。機構は、国から交付された運営費交付金及び国庫補助金を財源としてものづくり補助事業を実施しており、

令和2年度から7年度までに、37,353事業主体が実施した38,926事業に対して計3277億8421万余円のものづくり補助金が交付されている。

## (2) ものづくり補助事業の実施体制、事務手続等

### ア ものづくり補助事業の実施体制等

機構は、ものづくり補助事業の実施に当たり、補助事業の管理、運営等の業務を行う補助事業者を公募して、全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を採択している。

中央会は、機構が定めた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付要綱」（令和2年1月規程令1第39号）に基づき、交付規程、公募要領等を定めて上記の業務を実施している。ものづくり補助事業は、8年2月の公募を最後に新たな事業主体の採択を終了しており、少なくとも10年度末までは、中央会が補助事業者として、引き続き事業主体がものづくり事業の完了後に提出する報告書等の書類の受付等の業務を実施していく予定となっている。

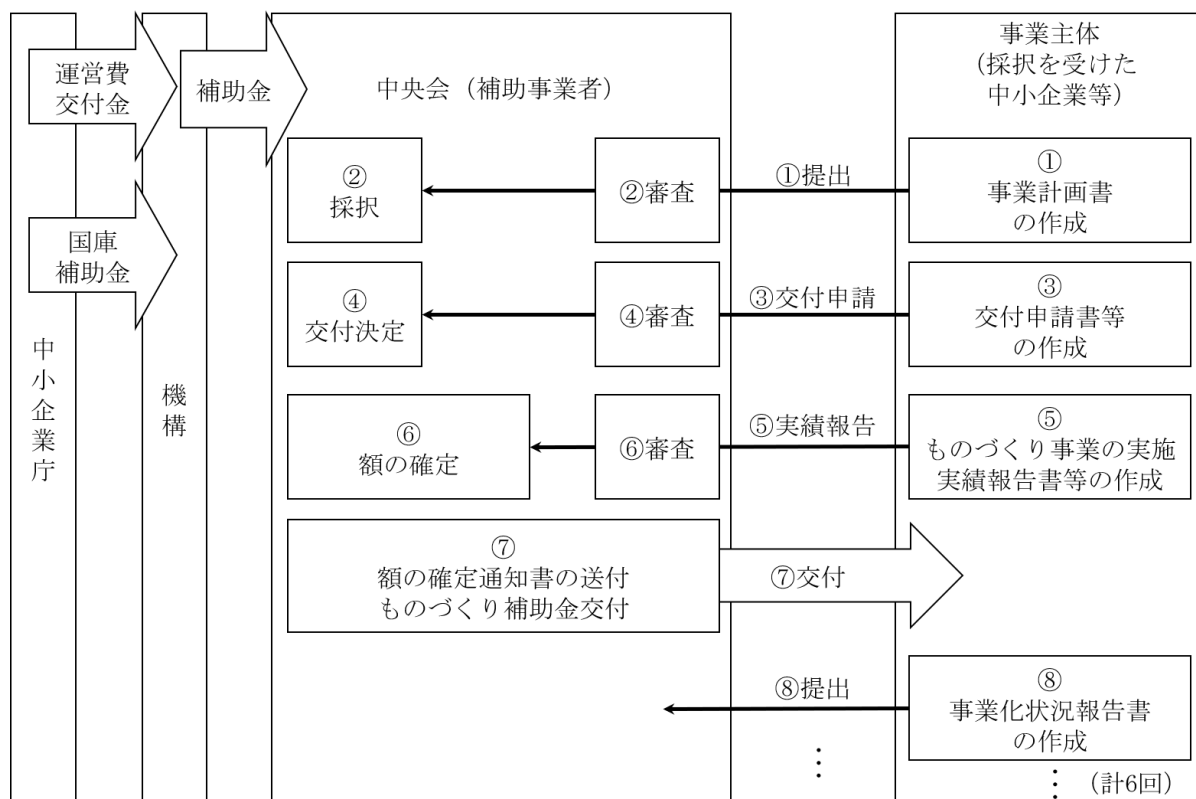
### イ ものづくり補助事業の事務手続等

ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、中央会による事業主体の公募の開始後、ものづくり事業の具体的な取組内容等に加えて、ものづくり事業の完了後、3年から5年までの期間（以下「事業計画期間」という。）における、ものづくり事業を実施する事業場の範囲内の従業員に支払われる最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）<sup>(注1)</sup>の引上げ目標、付加価値額の増加目標等を記載した事業計画書を作成して中央会に提出し、審査を経て採択を受けることとなっている。

その後、採択を受けた中小企業等（事業主体）に対して、ものづくり補助金の交付  
手続等がとられることとなっている（図表1参照）。

（注1） 付加価値額 事業主体の事業全体の営業利益、人件費及び減価償却費  
を合算した額

図表1 ものづくり補助事業の事務手続等の流れ



①事業計画書の提出

- ・ものづくり補助金の交付を受けようとする中小企業等は、事業計画書を中央会に提出する。

②事業計画書の審査、採択

- ・中央会は、事業計画書を審査し、採択（不採択）を行う。

③交付申請書等の提出

- ・採択を受けた中小企業等は、交付申請書等を中央会に提出する。

④交付申請書等の審査、交付決定

- ・中央会は、交付申請書等を審査し、ものづくり補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行う。

⑤実績報告書等の提出

- ・事業主体は、事業計画に沿ってものづくり事業を実施した後に、実績報告書等を中央会に提出する。

⑥実績報告書等の審査、ものづくり補助金の額の確定

- ・中央会は、実績報告書等を審査し、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、交付すべきものづくり補助金の額を確定する。

⑦ものづくり補助金の交付

- ・中央会は、実績報告書等を提出した事業主体に対して、額の確定通知書を送付した上で、ものづくり補助金を交付する。

⑧事業化状況報告書の提出

- ・事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える4月1日から60日以内の日を初回として、その翌年以降5年間、計6回、直近1年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した事業化状況報告書を作成して、中央会に提出する（賃上げ要件に係る報告内容については、後述(3)イ参照）。

事業主体は、ものづくり補助金の交付を受けた日以降、最初に迎える4月1日から

60日以内の日を初回として、その翌年以降5年間、計6回、国の決算年度（以下、各報告回に対応した国の決算年度を「報告対象年度」という。）の終了時に、直近1年間の事業化の状況、賃上げの状況、付加価値額の実績等を記載した「事業化状況・知的財産権等報告書」（以下「事業化状況報告書」という。）を作成して、賃金台帳<sup>(注2)</sup>の写し、決算書等を添付した上で中央会に提出することとなっている。

（注2） 賃金台帳 労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、事業主等が事業場ごとに調製しなければならないものであり、労働者の氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額等を、賃金の支払の都度、遅滞なく記入しなければならないこととなっている。

また、機構は、中央会に対して指導、監督等を行い、中小企業庁は、機構及び中央会に対して指導及び助言を行っている。

### （3）賃上げ要件の概要等

#### ア 賃上げ要件の概要

公募要領によれば、賃上げに関して事業主体が満たすべき要件（以下「賃上げ要件」という。）として、次の①、②等を満たす事業計画書を策定することなどとされている。

① 事業計画期間内における毎年度の事業場内最低賃金を、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき厚生労働省が毎年度都道府県別に1時間単位で定める地域別最低賃金より30円以上高い水準にすること（以下「事業場内最低賃金要件」という。）

② 事業計画期間内における事業主体全体の付加価値額に係る年平均増加率（以下

「付加価値額増加率」という。)を3%以上にすること

このうち、事業場内最低賃金の従業員の選定方法及び事業場内最低賃金の額の算定方法について、中央会は、労働基準法、最低賃金法等における考え方に基づいているとしている。中央会が取りまとめた「よくあるご質問」(以下「Q & A」という。)によれば、事業場内最低賃金要件における事業場の範囲は、工場や店舗等のように継続的に作業が行われる場所等とされ、事業場の範囲内の従業員は、雇用形態にかかわらず事業場内最低賃金要件を満たす必要があるとされている。

また、中央会が取りまとめた「事業化状況報告:賃金台帳の提出方法」(以下「提出案内文書」という。)によれば、時間外勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当及び臨時に支払われる手当は、事業場内最低賃金要件における最低賃金の対象外であるとされている。さらに、地域別最低賃金との比較に当たっては、日給制、月給制等の賃金を時給単位に換算することなどとされている。

#### イ 事業化状況報告書における賃上げ要件に係る報告内容

事業主体は、事業化状況報告書において、賃上げ要件に係る内容として、報告対象年度の3月分に係る事業場内最低賃金の額、ものづくり事業の完了日を含む事業年度(事業主体の事業年度をいう。以下同じ。)の前事業年度(以下「基準年度」という。)の付加価値額、報告対象年度の前年度3月から報告対象年度の2月までの間に期末が到来した事業年度(以下「直近年度」という。)の付加価値額等をそれぞれ報告することとなっている。

Q & Aによれば、公募の際は、事業計画書において、ものづくり事業の完了予定

日を基として基準年度を設定する一方、ものづくり事業の完了予定日と、実際の完了日となるものづくり補助金の額の確定が行われた日（以下「額の確定日」という。）が事業年度をまたぐ場合は、額の確定日に応じて事業計画書における基準年度を修正することとされている（図表2参照）。中央会は、事業計画書における基準年度の修正が可能な時期は、ものづくり補助事業の制度上、1回目の事業化状況報告書の提出前までとしている。

図表2 額の確定日に応じた基準年度の修正が必要な例（事業年度の期末が2月末である事業主体において額の確定日が4月となった場合）

| 公募時点              |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| ものづくり事業の<br>完了予定日 | 完了予定日が属する<br>事業年度 | 公募の際に設定した<br>基準年度 |
| 6年1月30日           | 5年3月1日～6年2月29日    | 4年3月1日～5年2月28日    |

| 額の確定時点 |                   |                   |
|--------|-------------------|-------------------|
| 額の確定日  | 額の確定日が属する<br>事業年度 | 額の確定日に応じた<br>基準年度 |
| 6年4月3日 | 6年3月1日～7年2月28日    | 5年3月1日～6年2月29日    |

また、提出案内文書によれば、事業化状況報告書に添付する賃金台帳の写しとして、報告対象年度の3月分に係る事業場の範囲内の全従業員の賃金台帳の写し（以下「事業場内賃金台帳」という。）を提出することとされている。中央会は、提出を受けた事業化状況報告書、事業場内賃金台帳及び決算書の内容を確認し、不備があった場合には、事業主体に修正を求めることとしている。

3年度から7年度までに提出された事業化状況報告書は、第1次公募から第18次公募までに37,015事業主体が実施した38,565事業（ものづくり補助金交付額計3230億8712万余円）に係る101,521件となっている。

#### ウ 事業場内最低賃金要件が未達成の場合のものづくり補助金の取扱い

交付規程及び公募要領によれば、事業計画期間の毎年3月時点において、事業場内最低賃金要件が達成されていない場合、中央会は、原則として、事業主体に対して、交付されたものづくり補助金の額を事業計画期間の年数で除した額の返還を求めることとされている。ただし、基準年度から直近年度までの間の付加価値額増加率が1.5%に達しない場合（以下「付加価値額増加率免除条件」という。）や天災等、事業主体の責めに負わない理由がある場合は、返還を求めないこととされている。

中小企業庁は、以上のような仕組みを導入した理由について、新製品開発による売上増を通じるなどして付加価値額が増加したにもかかわらず事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、ものづくり補助金の一部返還を求める必要があると判断したためとしている。

#### (4) ものづくり補助事業の後継事業の概要

機構は、ものづくり補助事業の後継事業として、8年度から、中小企業等が生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的として、技術的革新性のある製品の開発等に要する経費の一部を補助する新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業（以下「新ものづくり補助事業」という。）を実施している。新ものづくり補助事業は、事業場内最低賃金要件等の賃上げ要件を満たす事業計画書を策定すること、事業場内

最低賃金要件等が未達成であった場合は、原則として補助金の一部返還を求めることなど、賃上げ要件について、ものづくり補助事業とおおむね同様の制度設計がなされている。

## 2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

ものづくり補助事業は、事業計画期間内において、賃上げ要件のうち事業場内最低賃金要件等が未達成であった場合には、原則として事業主体に対してもものづくり補助金の一部返還を求めるものであることなどから、ものづくり事業終了後においても、事業主体において事業場内最低賃金の引上げなどに継続して取り組むとともに、機構及び中央会において、それらの状況を適切に把握することが重要である。

そこで、本院は、合规性等の観点から、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等は適切に報告されているか、中央会において、事業化状況報告書の内容の確認は適切に行われているか、事業場内最低賃金要件が未達成である際の返還に係る要否の判定は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記37,015事業主体が実施した38,565事業のうち、事業規模が大きいなどの190事業主体が実施した220事業（ものづくり補助金交付額計21億0246万余円、事業化状況報告書614件）を対象として、190事業主体において事業化状況報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、機構及び中央会において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金等の確認状況等を確認するなどするとともに、中小企業庁において、賃上げ要件の制度設計に係る考え方、機構及び中央会に対する指

導、助言等の状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態

190事業主体の220事業に係る事業化状況報告書614件における事業場内最低賃金について、事業場内賃金台帳等により確認したところ、50事業主体の56事業（190事業主体の26.3%、220事業の25.4%、ものづくり補助金交付額計5億2932万余円）に係る事業化状況報告書91件（614件の14.8%）において、事業場内最低賃金が、誤って、一部の雇用形態の従業員を除いて事業場内最低賃金の従業員を選定する、事業場内最低賃金の対象とならない手当を含めるなどして算定されていたため、中央会へ適切に報告されていなかった。

そこで、これらについて、事業場内賃金台帳等により適正な事業場内最低賃金の額を算定したところ、28事業主体の30事業（同14.7%、同13.6%、ものづくり補助金交付額計2億9063万余円）に係る44件（同7.1%）については、中央会において、事業場内最低賃金要件が達成されたものとして扱われていたが、実際には達成されていなかった。

このように、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成である場合には、原則としてもものづくり補助金の一部返還を求める必要があったにもかかわらず、その達成状況が十分に確認されていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

建設業を営むA社は、業務効率化と品質向上を目的としてハイブリッド高周波ウェルダー（溶着機）及び熱風溶接機を導入する事業を令和4年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。A社は、中央会に提出した2回目の事業化状況報告書において、ものづくり事業の主たる実施場所の属する事業場における6年3月分の事業場内最低賃金は1,135円であり、同時点での地域別最低賃金897円より30円以上高い水準（927円以上）を達成したとして報告し、中央会もその旨を確認したとしていた。

しかし、事業場内賃金台帳、労働条件通知書等を確認したところ、A社は、誤って、期間の定めがある労働契約による従業員を除いた上で最も賃金の低い者を事業場内最低賃金の従業員として選定していた。除かれていた従業員を含めて算定したところ、実際の事業場内最低賃金は、期間の定めがある労働契約による従業員の時給である900円となっていて、中央会が達成したものとして確認していた水準（927円以上）を下回っていた。

事業場内最低賃金が適切に報告されていないものがあった状況を踏まえて、中央会における、事業場内最低賃金の算定方法等に関する周知の状況をみたところ、中央会は、事業主体から多くの問合せを受けて、遅くとも5年2月までに、ものづくり補助金のウェブサイト上でQ&Aに順次掲載するなどして周知していた。一方で、事業場内最低賃金要件が実際には達成されていなかった前記の事業化状況報告書44件のうち、5年4月以降に提出されたものが39件（44件の88.6%）とウェブサイトによる周知以降の誤りが大部分を占めており、ウェブサイトによる周知が効果的なものとはなっていなかった。

さらに、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていなかった状況を踏まえて、中央会における確認体制をみたところ、事業場内賃金台帳には、従業員ごとに報告対象年度の3月分の賃金計算期間、労働日数、労働時間数、基本給等が記載されているものの、事業場の場所、月給制等の給与形態等の確認に必要な情報が記載されていなかった。中央会は、事業場内賃金台帳では上記の必要な情報が確認できない

にもかかわらず、当該情報を確認できる他の書類の提出は求めていなかった。

- (2) 付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていないなどの事態

190事業主体の220事業に係る事業化状況報告書614件における基準年度の設定状況を確認したところ、75事業主体の77事業（190事業主体の39.4%、220事業の35.0%、ものづくり補助金交付額計7億5384万余円）に係る228件（614件の37.1%）では、ものづくり事業の完了予定日と額の確定日が事業年度をまたいでいたため、適正な基準年度は事業計画書に記載された基準年度の翌事業年度となるのに、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかった。

そこで、これらのうち、中央会において、事業場内最低賃金要件が未達成であるため付加価値額増加率によりものづくり補助金の返還に係る要否を判定していた9事業主体の9事業（75事業主体の12.0%、77事業の11.6%、ものづくり補助金交付額計9474万余円）に係る14件（228件の6.1%）について、適正な基準年度により付加価値額増加率を算定したところ、図表3のとおり、6事業主体の6事業（9事業主体の66.6%、9事業の66.6%、ものづくり補助金交付額計6555万余円）に係る8件（14件の57.1%）は、付加価値額増加率が中央会による確認結果と異なり1.5%以上となり、又は1.5%未満となるため、付加価値額増加率免除条件への該当の有無が中央会による判定と異なるものとなっていた。上記の8件について内訳をみると、付加価値額増加率免除条件に該当しないため原則としてもものづくり補助金の一部返還を求める必要があったものが4事業主体の4事業（ものづくり補助金交付額計3195万余円）に係る6件、付加価値額増加率

免除条件に該当するためその必要がなかったものが2事業主体の2事業（ものづくり補助金交付額計3359万余円）に係る2件となっていた。

このように、事業計画書における基準年度の修正が行われていなかったことにより、中央会において、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る要否の判定が適切に行われていなかった。

図表3 適正な基準年度による付加価値額増加率免除条件への該当の有無

| 区 分                                                              | 事業主体       | 事業         | 事業化状況<br>報告書の件数 | ものづくり<br>補助金交付額<br>(万円) |
|------------------------------------------------------------------|------------|------------|-----------------|-------------------------|
| 基準年度が修正されておらず、<br>かつ事業場内最低賃金要件が<br>未達成であると報告されたもの                | 9 (100.0%) | 9 (100.0%) | 14 (100.0%)     | 9474                    |
| うち適正な基準年度によると<br>付加価値額増加率免除条件への<br>該当の有無が中央会による判定<br>と異なるもの      | 6 (66.6%)  | 6 (66.6%)  | 8 (57.1%)       | 6555                    |
| うち適正な基準年度によると<br>付加価値額増加率が1.5%以上<br>となり、付加価値額増加率<br>免除条件に該当しないもの | 4 (44.4%)  | 4 (44.4%)  | 6 (42.8%)       | 3195                    |
| うち適正な基準年度によると<br>付加価値額増加率が1.5%未満<br>となり、付加価値額増加率<br>免除条件に該当するもの  | 2 (22.2%)  | 2 (22.2%)  | 2 (14.2%)       | 3359                    |

(注) 括弧書きは基準年度が修正されておらず、かつ、事業場内最低賃金要件が未達成であると報告されたものに占める割合である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例2>

家具・装備品製造業を営むB社は、国産材の調達ニーズに対応した高い生産性を実現するために機械装置を導入する事業を令和2、3両年度に実施して、ものづくり補助金の交付を受けていた。B社は、中央会に提出した1回目の事業化状況報告書において、ものづく

り事業の主たる実施場所の属する事業場における4年3月分の事業場内最低賃金を889円と報告し、同時点での地域別最低賃金889円より30円以上高い水準を達成していないとしており、中央会もその旨を確認していた。中央会は、事業計画書における基準年度である2年2月末を期末とする事業年度の付加価値額を基として、直近年度である3年2月末を期末とする事業年度までの付加価値額増加率を確認した結果、マイナス0.34%となっていて1.5%未満であるため、付加価値額増加率免除条件に該当すると判定して、事業場内最低賃金要件の未達成に伴うものづくり補助金の一部返還を求めているなかった。

しかし、B社のものづくり事業に係る額の確定日は3年7月5日であることから、基準年度は3年2月末を期末とする事業年度となり、直近年度は4年2月末を期末とする事業年度となる。そこで、これらの基準年度及び直近年度における付加価値額を基に算定すると、同社の付加価値額増加率は、1.5%を上回る2.24%となることから、付加価値額増加率免除条件に該当しないものであった。

これらの状況を踏まえて、中央会における事業計画書上の基準年度の確認体制をみると、中央会は、事業主体から提出された実績報告書等により額の確定を行い、額の確定通知書を発出していることから、基準年度の修正の可否に係る確認が可能であるにもかかわらず、確認を行うこととしていなかった。

(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、32事業主体の34事業（ものづくり補助金交付額計3億2740万余円）となる。

（是正改善及び改善を必要とする事態）

事業化状況報告書における事業場内最低賃金が適切に報告されておらず、事業場内最低賃金要件の達成状況が十分に確認されていないなどの事態、及び事業計画書における基準年度の修正が行われておらず、付加価値額増加率によるものづくり補助金の返還に係る可否の判定が適切に行われていないなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要及び改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び基準年度に係る考え方等についての理解が十分でないことなどにもよるが、中小企業庁、機構及び中央会において、次のことなどによると認められる。

ア 中央会において、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を求めておらず、事業場内最低賃金に係る確認体制が十分でないこと

イ 中央会において、基準年度に係る確認を行うことの重要性についての理解が十分でないこと

ウ 中央会において、事業場内最低賃金の算定方法等について、より効果的な事業主体への周知方法に係る検討が十分でないこと

エ 機構において、上記アからウまでについての中央会に対する指導、監督等が十分でないこと

オ 中小企業庁において、上記アからエまでについての機構及び中央会に対する指導及び助言が十分でないこと

### 3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

中小企業庁及び機構は、ものづくり補助事業について、中小企業等の生産性向上や賃上げに資する重要な施策であるとしており、8年度以降も引き続き、賃上げ要件に係る達成状況の確認等を行っていくとともに、後継事業である新ものづくり補助事業を実施していくこととしている。

については、中小企業庁及び機構において、ものづくり補助事業及び新ものづくり補助

事業の実施に当たり、賃上げ要件に係る達成状況の確認等が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場の範囲内の従業員等の確認に必要な書類の提出を新たに事業主体に求めた上で、それらの書類に係る確認を行うためのマニュアル等を整備することなどにより、事業化状況報告書に記載された事業場内最低賃金が適切なものとなっているか十分な確認を行う体制を整備すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業計画書における基準年度の修正の要否について、額の確定通知書を発出するなどの際に十分な確認を行う体制を整備すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ 機構において、中央会に対して指導するなどして、事業場内最低賃金が適切に報告されるよう、事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

エ 中小企業庁において、上記アからウまでの措置が確実に行われるよう、機構及び中央会に対して指導及び助言を行うこと（同法第36条の規定により意見を表示するもの）